

2018年9月14日

栃木県とセブン - イレブン・ジャパンが 『孤立死防止見守り活動に関する協定』を締結 高齢者等の見守り活動を通じて安全・安心な街づくりを推進

株式会社セブン - イレブン・ジャパン（東京都千代田区、代表取締役社長：古屋 一樹）は、2018年9月14日（金）、栃木県（福田 富一 知事）と地域社会における安全・安心の取り組みの一環として、『孤立死防止見守り活動に関する協定』を締結いたします。

本協定は、栃木県が県民の孤立死を防止する取り組みとして2012年9月より開始した「栃木県孤立死防止見守り事業（とちまる見守りネット）」を軸に、栃木県とセブン - イレブン・ジャパンが連携・協力して地域の見守り活動を行うことで、高齢者等全ての県民の方が、安全・安心に暮らせる街づくりを推進していくものです。

セブン - イレブン・ジャパンは今後も地域社会との連携を深め、商品・サービスの提供だけでなく、地域拠点としての店舗づくりを推進してまいります。

記

1. 協定の名称 『孤立死防止見守り活動に関する協定』
2. 協定締結日 2018年9月14日（金）
3. 協定の趣旨
高齢化や人口および世帯人数の減少が進む中、栃木県とセブン - イレブン・ジャパンが連携し、高齢者等の見守り活動を通じた、安全で安心して生活することができる社会の実現を目指して街づくりを推進してまいります。
 - 栃木県の役割
 - ・本協定の趣旨を県内に広く周知するとともに、市町村等における地域見守り活動の円滑な実施を図るために必要な支援を行う。
 - セブン - イレブン・ジャパンの役割
 - ・店舗営業時やお届けサービスの中で、高齢者及び児童等の見守り活動を実施し、異変を察知した際は各市町村および各関係機関と連携し対応する。
5. 店舗数
セブン - イレブン 栃木県内：442店舗、 全国：20,596店舗
(2018年8月末現在)
6. 『高齢者等の支援に関する（見守り）協定』（個別協定）締結状況
(2018年9月14日現在)
セブン - イレブン・ジャパン：全国の各自治体と締結
【都道府県】 1都1府25県 ※栃木県は都道府県では27番目

以上

ご参考

孤立死防止見守り活動に関する協定

株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「甲」という。）と栃木県（以下「乙」という。）は、孤立死防止見守り活動に関し、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

なお、乙は、甲が直営店方式又はフランチャイズ方式によるコンビニエンスストア「セブン-イレブン」（以下「セブン-イレブン店」という。）を展開し、フランチャイズ方式によるセブン-イレブン店（以下「加盟店」という。）においては、甲と別途独立した経営主体がセブン-イレブン店を営んでいることから、本協定についての甲の推奨を承諾した加盟店及び栃木県内の直営店方式のセブン-イレブン店（以下これらのセブン-イレブン店を総称して「対象店舗」という。）が、本協定第3条記載の取組内容を実施することを、十分に理解する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に協力することにより、乙が別に定める「栃木県孤立死防止見守り事業（とちまる見守りネット）実施要領」（平成24年9月制定）に基づく孤立死防止見守り活動（以下「見守り活動」という）の推進を図ることを目的とする。

（対象地域）

第2条 本協定の対象地域は、栃木県全域とする。

（取組内容）

第3条 甲は、セブンイレブン店及びその従業員に対し本協定の趣旨の周知を図るものとする。

2 対象店舗は、日常の業務に支障のない範囲内において、次に掲げる異変を察知した場合には、必要に応じて、乙の指定する市町窓口へその状況の通報に努めるものとする。ただし、窓ガラス越しに倒れている人の姿が確認できる場合など、緊急に対処する必要があると認めるときは、直ちにその地域を管轄する警察署、交番又は駐在所に通報するよう努めるものとする。

(1) 玄関や郵便受けに新聞や郵便物が数日間溜まっている。

(2) 夜になっても庭先に洗濯物が干したままである。

(3) 幾晩も続けて屋内の電灯が点灯しない。

(4) 日中、電灯が点灯したままである。

(5) その他日常と明らかに様子が違う状況が見受けられる。

3 前項の取組に係る経費は、対象店舗の負担とする。

4 乙は、市町村等に対して本協定の趣旨を周知し、対象店舗の取組が円滑に実施できるよう支援するものとする。

(免責)

第4条 甲及び対象店舗は、市町窓口又は警察署等への連絡ができなかった場合又は遅れた場合であっても、その責任を負わないものとする。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第5条 甲及び乙は、本協定の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに甲及び乙のいずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

2 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、1ヵ月前までに相手方に書面により通知することにより、本協定を解約することができるものとする。

(協定の見直し)

第7条 甲及び乙のいずれかから、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30(2018)年9月14日

甲 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役 古 屋 一 樹

乙 栃木県宇都宮市塙田一丁目1番20号
栃 木 県
知 事 福 田 富 一

以 上